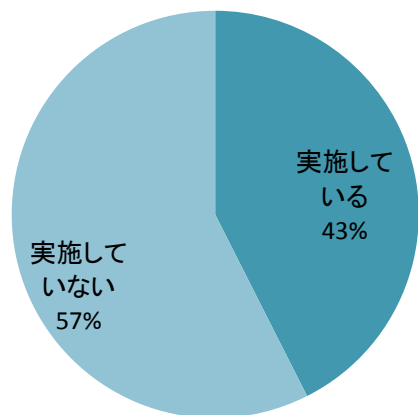


協働の推進に関する取組等について (都道府県調査)

平成27年(2015年)7月9日

滋賀県総合政策部県民活動生活課
県民活動・協働推進室

「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか

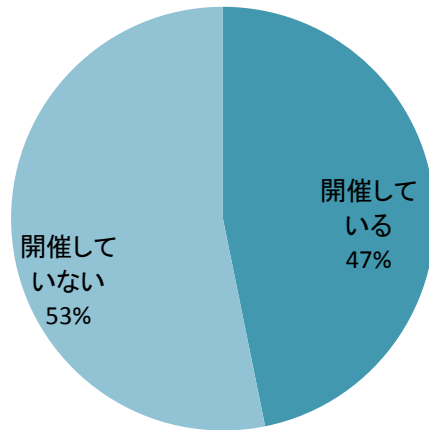


実施している 20都道府県
実施していない 27都道府県

後継となる実施事業名

- ・あおもり共助社会づくり推進事業(青森県)
- ・県民協働プロジェクト支援事業(秋田県)
- ・社会貢献活動促進基金活用事業(山形県)
- ・テーマ別プラットフォーム運営費及びテーマ別協働実践事業(栃木県)
- ・地域力再生プロジェクト支援事業交付金(京都府)
- ・公共空間活用推進事業(京都府)
- ・ひょうごボランタリー基金助成事業(兵庫県)
- ・多様な主体の協働による地域支援事業
- ・さがつく協働助成プログラム(佐賀県)
- ・NPO共生・協働・かごしま推進事業(鹿児島県) 等

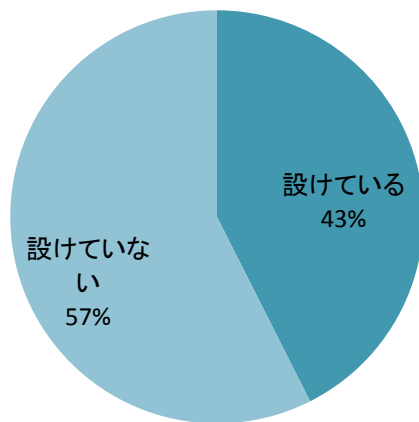
行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか



開催している 22都道府県
開催していない 25都道府県

- ・毎年テーマを設定してNPOとの意見交換会を実施(北海道)
- ・あおもり公共サービス協働マッチング制度(青森県)
- ・NPO等と行政による交流会(宮城県)
- ・県内8地域振興局単位で、多様な主体が集う懇談会を開催(年数回)(秋田県)
- ・意見交換をしたいテーマをNPOや企業、県庁各所属から公募(栃木県)
- ・NPO、企業、大学等との出会いの場を創出(埼玉県)
- ・行政主体でNPO法人と県内企業が協働事業について話し合う場を設置(富山県)
- ・府民と行政との協働施策形成と実行の場「地域力再生プラットフォーム」設置(京都府)
- ・月1回の多様な主体による交流会の開催(広島県)
- ・行政、NPO、企業を対象とした情報交換会を開催(長崎県) 等

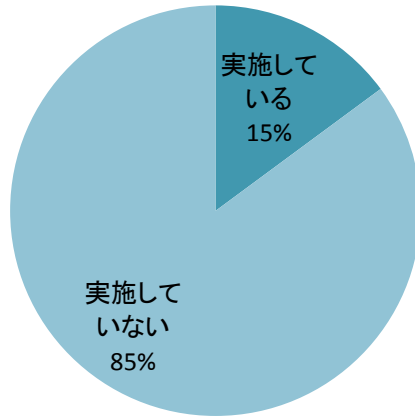
推進員制度を設けているか



設けている 20都道府県
設けていない 27都道府県

- ・協働推進員設置要領(H21,3,11施行)により設置(北海道)
 - ・各所属から1名以上を選出(岩手県)
 - ・「NPOパートナーシップ推進員」として課長補佐相当職を充てている(宮城県)
 - ・協働化リーダーを設置(秋田県)
 - ・県公益活動推進連絡会議を構成する課の担当職員を指名(山形県)
 - ・協働事業を実施している所属に設置(栃木県)
 - ・各部局主管課及びNPO・ボランティア関連事業を行っている課の長からの指名(千葉県)
 - ・原則すべての所属に協働推進実務担当者を設置(神奈川県)
 - ・各部局の企画担当係長の職にある者をあて職により県民協働推進役とする(長野県)
 - ・各部局からの推薦により約100名を選任(京都府)
 - ・各部幹事課の予算担当主幹を地域協働推進員とする(愛媛県)
 - ・県庁各所属から原則2名以上指名(宮崎県)
- 等

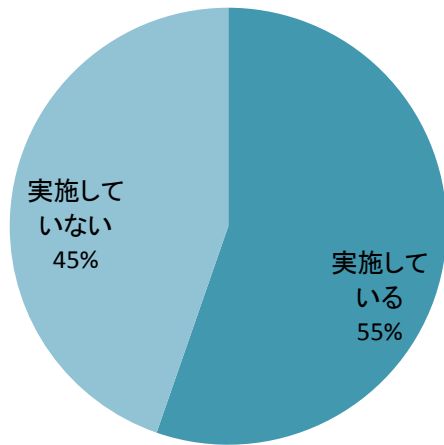
幹部管理職員研修を実施しているか



実施している 7都道府県
実施していない 40都道府県

- ・県政のあらゆる分野において協働の取組を推進する意識を職員全体に浸透させ、協働の視点を積極的に取り入れた施策の策定及び実施を図る(秋田県)
- ・今年度、課長級研修において、県の協働の推進に係る取組みについて講義(山形県)
- ・H27単年度事業として実施。
県内2地域各1回。参加者数100名程度。(愛知県)
- ・NPO推進員を対象に研修を実施。年に1回、研修会の開催若しくは研修資料の配布により実施(和歌山県)
- ・年1回、本庁の所属長を対象に外部講師を招いて実施(佐賀県)
- ・部局長を対象として、協働推進トップセミナーをH24・H25年度に開催(長崎県)
- ・年に一度、新任管理者研修等にてNPOとの協働講座を設けている(大分県)

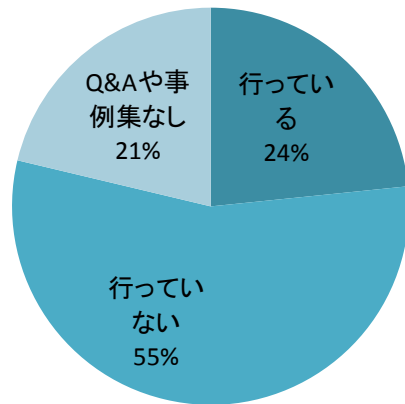
一般職員研修を実施しているか



実施している 26都道府県
実施していない 21都道府県

- ・能力開発研修(北海道)
 - ・行政職員のためのNPO理解講座等(宮城県・栃木県・福岡県)
 - ・NPO体験研修(秋田県)
 - ・協働推進実務担当者研修(神奈川県)
 - ・推進員研修(京都府・和歌山県)
 - ・新規採用職員基礎研修(愛知県・奈良県・鳥取県・岡山県・徳島県・高知県・佐賀県・大分県・鹿児島県)
 - ・協働の進め方についての研修(山口県)
 - ・ワークショップを取り入れた協働推進研修(長崎県)
 - ・職階を問わず、希望者に対し研修(宮崎県)
- 等

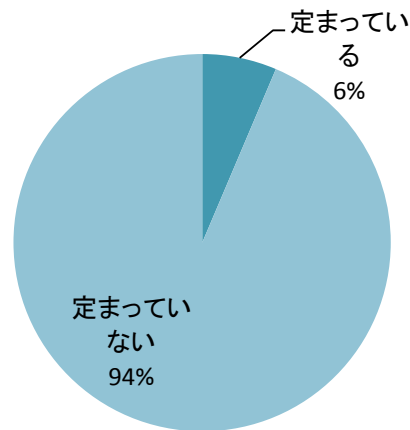
現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しは行っているか



行っている	11都道府県
行っていない	26都道府県
Q&Aや事例集なし	10都道府県

- ・毎年度、やまがた社会貢献基金を活用した協働助成事業の活動報告書を作成(山形県)
- ・茨城県協働推進マニュアルを、平成25年3月に改定(茨城県)
- ・協働研修企画運営会議(市町村等の有志メンバーによる会議)で見直しを検討している(愛知県)
- ・年に1回「NPO・ボランティア活動及び県民協働推進会議」において調査把握している(広島県)
- ・定期的に修正作業を行っている(大分県)

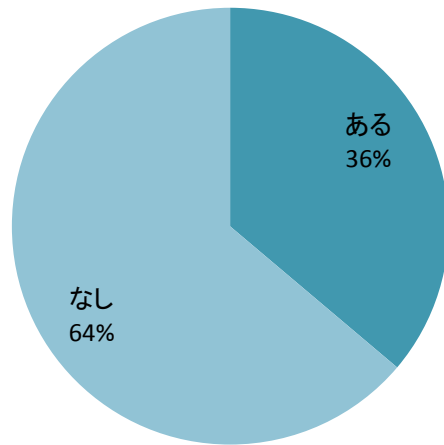
協働事業を行う場合、予算確保に関してルールは定まっているか



定まっている 3都道府県
定まっていない 44都道府県

- ・業務委託を行う際に不当に低廉な価格とせず、企業への委託と同様に積算するように求めている。(岩手県)
- ・一般会計予算とは別に「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、施策の継続的かつ安定的な推進を図っている。(神奈川県)
- ・総務部長通知にて、「NPO等との協働・連携事業を立案する場合は、所要経費の積算において、実施する事業の内容に応じて人件費を的確に見込むほか、事業実施に当たっての諸手続などで相手方に過度な負担を課すことのない仕組みを検討すること」としている。(鳥取県)

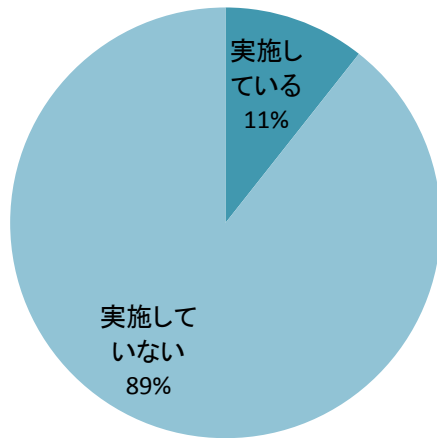
協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか



ある 17都道府県
なし 30都道府県

- ・各部横断的な組織として協働推進会議を設置(北海道)
- ・復興に向けた多様な主体との協働推進連絡会議(福島県)
- ・庁内推進会議・調整会議等(茨城県・群馬県・神奈川県・山梨県・大分県・沖縄県)
- ・協働コーディネータデスクを設置(長野県)
- ・協働推進員(嘱託)を設置(長野県)
- ・地域力再生、府民・協働・推進することを目的とする知事を本部長とする組織(京都府)
- ・知事を本部長とする地域協働推進本部を設置(兵庫県)
- ・各部次長を中心とする協働推進会議を設置(奈良県)
- ・各部局主管課長を構成員とする県民協働推進連絡会議を設置(岡山県・愛媛県)
- ・副知事をトップとするNPO・ボランティア活動推進会議(長崎県)
- ・副知事をトップとする共生・協働推進本部(鹿児島県)

多様な主体との人事交流について



- ・NPO体験研修(3日間)秋田県
- ・認定特定非営利活動法人等での研修(1年間)鳥取県
- ・NPO職場体験研修(4日間)大分県
- ・NPO法人短期派遣研修(3日間)鹿児島県

実施している 5都道府県
実施していない 42都道府県

協働の推進に関する取組等について(調査票)

①「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後について									
都道府県名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか		「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業の概要について						
	①実施している ②実施していない	実施していない場合理由を記入してください	事業名	事業概要	実施形態 (委託、補助等)	H27予算額 (単位:千円)	創設の理由	モデル事業と比較してどのような特徴があるか	実施に際して課題となっていること
滋賀県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各都府県が必要に応じて対応しているため。							
1 北海道	②	「新しい公共支援事業」終了後は、モデル事業の一部を市町村で引き継いでいるほか、必要に応じて北海道の既存事業※で対応しているため。 ※地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)							
2 青森県	①	—	あおり共助社会づくり推進事業	NPO法人をはじめとする多様な主体の参画と連携による自主的・主体的な地域課題解決の取組を支援するとともに、これらの取組等を県民に幅広く情報発信し、本県における共助社会づくりを推進する。	補助 (補助率 1/2以内)	4,384	「新しい公共」での取組実績を踏まえ、地域の多様な主体の連携・協働を促し、共助の精神によって自主的・主体的に地域課題の解決に取り組む「共助社会づくり」を推進していく必要があるため。	・補助率を2分の1とした ・補助対象となる協議体は、企業を含めて3団体以上で構成することを要件とした	協議体の自己負担が大きい
3 岩手県	①	—	復興支援の担い手の運営力強化実践事業(一般枠)	県の基金を財源とし、多様な主体の協働・連携による地域課題の解決のため実施する取組を支援する。 ※応募資格 (1) NPO法人等及び県内の市町村(又は県)を構成員とする協議体 (2) 県内に主たる事務所を有する単独のNPO法人等(ボランティア団体、町内会、自治会、任意団体なども含む。)	補助 (補助率 8/10以内)	8,600	直接の復興支援活動以外の取組を行うNPO法人等を強化するため、平成26年度に創設した。	・一団体当たり最大800千円、10団体程度への補助事業であり、モデル事業と比較するとかなり小規模である。	創設間もないため、未整理である。
4 宮城県	①	—	震災復興担い手NPO等支援事業	NPO等(NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織(自治会、町内会等)、協同組合等の民間非営利組織等)の基礎的能力強化を図るための取組やNPO等による東日本大震災の被災地復興等に向けた取組を支援することにより、高い運営力を有するNPO等を育成し、中長期的な被災地の復興や被災者の支援の促進を図るため、国の交付金を活用し実施するもの ※対象者 1. 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織(自治会、町内会等)、協同組合その他の民間非営利組織等 2. 1に掲げるNPO等及び地方公共団体を構成員に含む協議体	委託及び補助 (H27 補助率8/10以内)	16,482	内閣府の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」(岩手県・福島県・宮城県の3県を対象)を主財源とし、県費(一般財源(震災特交対象))を加えて実施	・復興支援や被災者支援を行うNPO法人等の基礎的能力強化を図るための取組や、NPO法人等による東日本大震災の被災地の復興等に向けた取組を支援することにより、高い運営力を有するNPO法人等を育成し、中長期的な被災地の復興や被災者の支援の促進を図ることを目的としている点 ・補助事業について、団体負担を求めている点	
5 秋田県	①	—	県民協働プロジェクト支援事業	多様な主体の連携・協働による実践事業を推進し、諸課題の解決等につなげる体制の充実を図るとともに、地域特性を活かした協働の取組を支援する。	○補助 【1年目】 補助率10/10、上限1,000千円 ※2年目以降、補助率及び補助上限を連続3年継続)	4,469	「新しい公共」の成果と課題を検証し、協働事業が地域の諸課題解決のための手法であることを明確にしておくため、新たなスキームで事業を展開していく。	・市町村を含めた3者以上の協議体を補助対象事業者とした。 ・取組の必要性を普及させるため、取組の実施期間を3年とし、補助率は初年度10/10→2年目2/3、3年目1/2とした。	協働実践の取組に対する市町村の協力体制・意識の希薄(協議体に市町村を含めることを条件としたことで、応募に際し申し入れたものの断念するNPO等もあつた。)
6 山形県	②	平成20年度から、社会貢献活動促進基金活用事業を実施し、多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる取組を支援(助成)しているため。	社会貢献活動促進基金活用事業	やまがた社会貢献基金を活用し、NPOと多様な主体が協働しながら社会や地域の課題解決に取り組む社会貢献活動を支援するもの。	補助	39,301	誰もが安心して暮らせる住みよい地域社会を県民みんなで作るため、社会や地域に貢献したいという想いを持つ県民や企業等からの寄付金と県拠出金による「やまがた社会貢献基金」を造成。	財源が県民・企業等の寄付金であること	・基金の安定的運営のための寄付金の確保 ・活動団体が利用しやすい制度の見直し検討

①「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後について									
都道府県名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか			「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業の概要について					
	①実施している ②実施していない	実施していない場合理由を記入してください	事業名	事業概要	実施形態 (委託、補助等)	H27予算額 (単位:千円)	創設の理由	モデル事業と比較してどのような特徴があるか	実施に際して課題となっていること
7 福島県	①		ふるさと・きずな維持・再生支援事業	NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興やきずなの維持・再生に効果のある取組であり、かつ取組を通して実施団体の自立、継続的な活動、他団体等との連携等の運営力の強化が期待できる取組に対し補助金を交付する。	補助 (補助率 8/10以内)	112,591	東日本大震災、原子力災害からの復旧・復興は長期間にわたるものであり、復興支援・被災者支援を目的とするNPO法人等が継続的に活動を行えるよう環境整備を行う必要があるため。	NPO法人等が行う復興支援・被災者支援の取組を支援することで、同法人等の運営力の強化を目的としている点。	財源が主に国の交付金であり、事業の継続性が課題となっている。 (内閣府NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業として被災3県のみ実施)
8 茨城県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							
9 栃木県	①		①テーマ別プラットフォーム運営費及びテーマ別協働実践事業 ②地域版プラットフォーム運営費	①県政課題の解決のため、NPOや企業等を構成員とするプラットフォームを設置し、調査検討、事業企画を行う。プラットフォームでの協議結果はテーマ別協働実践事業として実践する。 ②地域課題解決のため市町がNPO、企業等を構成員とするプラットフォームを設置し運営する場合、その経費を補助する。補助率1/2、補助上限額100千円	①テーマ別プラットフォーム運営費:直営、テーマ別協働実践事業:委託 ②市町への補助	①テーマ別プラットフォーム運営費:600千円(1件あたり200千円)、テーマ別協働実践事業:3,000千円(1件あたり1,000千円) ②200千円	①県とNPO等との協働による県政課題解決を推進するため。 ②県内全域に市町とNPO等との協働を拡大するため。	①②共通構成員が3者(3主体)あれば事業対象とした。	②地域版プラットフォームについて、新しい公共の場づくりのためのモデル事業では10/10補助であったが、県単事業では1/2補助としたため、市町村の利用が進んでいない。
10 群馬県	②	目的は達したとして予算要求が認められなかったため。							
11 埼玉県	①		埼玉県共助社会づくり支援事業	埼玉県NPO基金による補助事業。NPO法人、市町村を含む3団体以上が連携して地域の課題解決に取り組む事業に対して補助する。	補助	4,000	NPO法人の活動を支援するとともに、団体間の連携による地域の課題解決を図り、共助社会づくりを促進する。	補助額は縮小されたが、基本的な考え方は踏襲している。	
12 千葉県	平成25、26年度まで① 現在は②	特定の協働事業を支援する段階から、自主的な協働事業の広まりを側面的に支援する段階へ移ってきていると考えるため。	(平成25、26年度)地域コミュニティ活性化支援事業	地縁団体と市町村を含む複数の主体が連名や協議体の形で実施主体となり、地域の様々な主体が参画する円卓会議を立ち上げ、地域コミュニティの再生・活性化に取り組むことにより、マルチステークホルダー・プロセスによる地域の課題解決を図る。	補助	0 (H26予算額6,642)	地域の課題解決力が弱体化しており、地域コミュニティにおける多様な主体の協働による課題解決の必要性が高まっているため。	地域コミュニティによる課題解決を重視することとし、地縁団体の参加を必須条件とした。	補助金終了後の事業の継続。
13 東京都	②	多様な主体との協働の推進を含めた共助社会づくりのための新たな指針の策定を現在検討しているため。							
14 神奈川県	②	本県では、新しい公共支援事業の開始前から、NPO等と県との協働事業に負担金を交付する「かながわボランティア活動推進基金21・協働事業負担金」という制度がある。この制度はNPO等と県との協働を促進するしくみであるが、「モデル事業」を意識して、NPO等が様々な関係者とネットワークを組んで事業提案することを促すため、平成24年度に提案書の改正を行った。以上のように、既存の制度で一定の対応を行ったため、後継となる新たな事業の創設はしなかった。							

①「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後について									
都道府県名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか		「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業の概要について						
	①実施している ②実施していない	実施していない場合理由を記入してください	事業名	事業概要	実施形態 (委託、補助等)	H27予算額 (単位:千円)	創設の理由	モデル事業と比較してどのような特徴があるか	実施に際して課題となっていること
15 新潟県	②	各団体の自主財源等によって事業を実施しているため。							
16 富山県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							
17 石川県	①		①NPO起業実践講座開催事業 ②NPO経営支援事業	NPO設立運営や協働を支援するセミナーの開催及び中小企業診断士等の専門家によるNPO会計等の個別相談の実施	①委託 ②補助	①1,078千円 ②242千円	「新しい公共・・・」の実施により、NPOの数は増えたが、財務上の問題を抱えているNPOが以前として多いという課題が残り、その対応が必要となった為。	単なるセミナーだけではなく、NPO同士のネットワーク作りについても目的とした。	委託先の中間支援NPO等がなかなか見つからない。
18 福井県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							
19 山梨県	①		山梨県地域活性化協働事業費補助金	この補助金は、NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進し、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援することにより、地域の活性化を図る事業を実施します。	補助 補助金額:100万円以内 補助率:2分の1	5,500	社会的課題の多様化が進んでおり、質の高いきめ細やかな行政サービスを創出するためには、機動力のあるNPO等と経営資源や手前を持つ企業、地域に密着した市町村等との協働事業を伸ばす必要があることから、新しい公共の場づくりのためのモデル事業の成果を踏まえ、地域の活性化を図る取り組みに対して支援を行う。	・県又は市町村とNPO等を含む2者以上が協働して行う事業に対し補助を行うもので、協議体等の組織を求めていない。 ・人件費等は補助対象とならない。	・1/2の自己資金が負担となっている。 ・依然として、企業等からの協賛は得られない状況にある。 ・NPO等の各種団体も人手不足に陥っており、経理事務等もきちんと行えるような人材の確保も課題である。
20 長野県	②	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」では、NPOの財政基盤及び人的基盤を強化するとともに、将来に亘って事業効果が持続発展する仕組みを残すよう取り組んだところであり、当該事業終了後は、これらの仕組みの有効活用に努めていくこととしているため。							
21 岐阜県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							
22 静岡県	②	予算上の理由							
23 愛知県	②	新しい公共支援事業後、市町村で必要に応じて場づくりを実施しているため。							

①「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後について									
都道府県名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか			「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業の概要について					
	①実施している ②実施していない	実施していない場合理由を記入してください	事業名	事業概要	実施形態 (委託、補助等)	H27予算額 (単位:千円)	創設の理由	モデル事業と比較してどのような特徴があるか	実施に際して課題となっていること
24 三重県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各都府県が必要に応じて対応しているため。							
26 京都府	①		地域力再生プロジェクト支援事業交付金(協働型)	広域的な課題や地域の複合的な課題等の解決を図るため、多様な主体の協働・連携により取り組まれる地域力再生活動(複数の地域団体が参加する協働事業)を支援	補助 200万円 (公共空間の活用を伴う場合は330万円以内) 補助率1/3	270,000千円の内数(他に単独型等あり)	「モデル事業」終了に合わせて、様々な活動の形態に合わせた支援を行うようメニューを再整理したもの	京都府と地域団体による「広域課題解決型」、地縁型とNPO等による「複合課題解決型」、公共空間を活かした協働「公共空間活用型」などのメニューをもつ・5者以上の団体により構成された協議体による申請から、複数団体による協働申請に要件緩和(実際の申請は代表団体による申請)。	「公共空間活用型」については、団体の申請が少なく、一定役割を果たしつつある。
26 京都府			公共空間活用推進事業	地域の多様な主体が地域活性化事業を行うための「公共空間」を整備	直執行 (府有財産が対象)	15,000	「モデル事業」終了にあわせて、様々な活動の形態に合わせた支援を行うようメニューを再整理したもの	ハード事業(行政が管理する道路や河川等の整備)とソフト事業(地域力再生活動)を一体的に実施	「公共空間活用型」については、団体の申請が少なく、一定役割を果たしつつある。
27 大阪府	②	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」実施後の社会情勢等も踏まえ、平成26年1月に「大阪府府民協働促進指針」を策定。同指針において「大阪府が果たすべき役割や具体的な取組み」等を掲げ、それらの着実な実行に取り組んでいるため。							
28 兵庫県	①		ひょうごボランティア基金助成事業 地域づくり活動NPO事業助成	NPO法人等が他の団体と連携し、その機動力、専門性などを活かした地域づくり等の取り組みに助成	助成 (ひょうごボランティアプラザ実施事業) 上限50万円	21,000	NPOの取組は、他の団体との連携によりさらに成果が期待できるため	連携の相手方は、行政だけでなく地縁団体等を含めた連携重視型のメニューであること	特になし
29 奈良県	①		地域貢献活動助成事業	行政課題・地域課題に対して、NPO等と市町村が適切な役割分担のもと、共通の目的をもって協働して実施することで相乗効果を見込める事業に対して助成。	補助	3,330	NPO等と市町村が対等の立場で連携・協力して行政課題・地域課題を解決していく、「地域プラットフォーム」に類似した仕組みを導入することで、県内での協働の取組を促進していくことをめざすため。	モデル事業と比較すると、参加する主体数は少ないが、活動主体となる団体が必ず市町村と協働することを必須としている。	NPO等が必ず市町村と協働しなければならないため、まず市町村との調整が必要であり、従って行っていた県の補助金制度と比較すると、要件を満たすのが難しくなっており、応募件数が少ない。
30 和歌山県	②	当県においても、貴県同様「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各関係部局が必要に応じて、それぞれの地域課題の解決に向けて対応を行っているため。							
31 鳥取県	①		協働提案・連携推進事業	地域課題解決のため、事業計画から事業実施までを民間主導のもと、官民協働により実施する事業に取り組む団体に対して必要な経費を支援する。 負担割合 県:10/10 補助上限額 計画策定補助:30万円 事業実施補助:200万円	補助	20,058	県政に県民の意思が反映されることが求められているため。	県が提示するテーマまたは民間が自ら提示するテーマに沿って、県政課題に対応するための事業計画を民間主導のもと官民協働により策定する民間団体に対して、事業計画策定部分にも必要な経費を助成している。	募集期間が限られている。協働の相乗効果の観点で必ずしも十分とは言えない。事業成果が次につなげられているとは必ずしも言えない。
32 島根県	②	H25～H26多様な主体(NPO、市町村、企業等)による提案公募型協働モデル事業を実施したが、現在は実施していない。 ※ NPO・地元市町村を含む3者以上							

①「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後について									
都道府県名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか			「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業の概要について					
	①実施している ②実施していない	実施していない場合理由を記入してください	事業名	事業概要	実施形態 (委託、補助等)	H27予算額 (単位:千円)	創設の理由	モデル事業と比較してどのような特徴があるか	実施に際して課題となっていること
33 岡山県	①		多様な主体の協働による地域支援事業	多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組み事業をモデルとして支援し、その成果を全県に発信することにより、地域を活性化させる力の向上を図り、地域コミュニティ活動の活性化を推進する 応募資格:3種類以上、5団体以上で構成する多様な主体のグループ(地域コミュニティの参画は必須)	補助 上限200万円	8,989	地域の課題は、複雑化・多様化しているが、地域社会の絆の弱体化、高齢化などによる人材不足等により、地域だけで課題解決することが難しくなっているため	実施団体に自治会や町内会などの地域コミュニティ組織を含める点	事業成果を全県に効果的に発信する方法
34 広島県	②	当該事業を始める際に、継続させるとしていなかったため。従来からの事業担当部署における補助事業は実施している。							
35 山口県	②	協働推進に関しては、モデル事業以外の形態で実施しているため。							
36 徳島県	②	平成25、26年度と実施していたが、NPO等との協働事業は各所属で実施されているため、所管課としてとりまとめる必要がなくなった。							
37 香川県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」として実施していた事業の継続も含めて、各部署が必要に応じて対応しているため。							
38 愛媛県	①		あったか愛媛NPO応援基金(NPO法人活動助成事業(協働事業助成))	県民の寄附を原資とした「あったか愛媛NPO応援基金」により協働事業助成を行っている。					
39 高知県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							

①「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後について									
都道府県名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業を実施しているか		「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」終了後の後継となる事業の概要について						
	①実施している ②実施していない	実施していない場合理由を記入してください	事業名	事業概要	実施形態 (委託、補助等)	H27予算額 (単位:千円)	創設の理由	モデル事業と比較してどのような特徴があるか	実施に際して課題となっていること
40 福岡県	①		ふくおか地域貢献活動サポート事業	NPO・ボランティアが市町村や地域コミュニティ、企業などの多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動を支援するもの	補助 上限50万円 (補助率10/10)	20,000	寄附者が手軽にかつ安心して参加できる寄附の受け皿として基金を活用し、NPOに対する寄附の促進につなげる。 ※ 民間企業において、本県の共助社会づくりの趣旨に賛同する寄附の動きが出てきたため、「共助社会づくり基金」に基づく事業を継続できるよう、平成25年3月に基金条例を改正(条例の有効期限等を削除)。	企業、県民からの寄附を財源とする。	現時点では、寄附金がまだ一部の企業に限られている。
41 佐賀県	①		「さがつく協働助成プログラム」 ※佐賀県県民ファンド事業補助金事業	公益財団法人佐賀未来創造基金が、CSO(市民社会組織)と行政が協働する際に必要な事業に対して助成を行う。その助成に対して県は同財団へ補助を行う。	補助(10/10)	1,000	CSOが、公益性の高いサービスを自律的に提供できる環境を整備するため。	○原資・企業や県民等からの寄附金及び当課からの寄附と同額の補助金 ○実施主体・県民ファンドを運営する(公財)佐賀未来創造基金 ○対象事業・CSOと行政との協働事業	単なる協働事業への補助金とならないよう留意する必要がある。協働事業に必要な財源をCSO、行政双方が協働で寄付を募るところまでついできたい。
42 長崎県	②	後継事業としてはないが、H24年度に新たな提案型協働事業制度の検討・構築を行い、H25年度から事業を実施している。	NPOと県がともに動くプロジェクト	県が提示するテーマについて、NPO法人等から事業企画提案を募集するほか、NPO法人等からの自由な提案に基づき、NPO法人等と県との協働事業を創出する。	実行委員会	31,418千円 (H27新規5件) (H26継続6件) (H25継続3件)	これまでの協働事業を推進する上での課題(予算が担保されない、事業検討の期間が短い、複数年の取組必要)を考慮し、全庁的に協働を進める仕組みが必要。	・最長3か年の事業実施が可能。 ・NPOと県で実行委員会を構成。 ・協働コーディネーターの配置。 ・NPOと県の双方が事業費を負担。(県9/10、NPO1/10) ・審査や事業報告会など可能な限りの情報公開。	NPO法人等からの事業企画の応募はあるものの、県との協働により事業効果が期待できる内容の企画が少ないこと。(NPO法人等のスキル不足)
43 熊本県	①		地域人づくり事業 (緊急雇用創出基金事業)	(1)担い手育成事業 NPO等での研修や就労体験を実施し、最終的にNPO等への就職やコミュニティビジネスの起業など、NPO等の戦力アップにつなげる事業 (2)NPO等経営・組織強化事業 NPO法人に総合的コンサルティングを実施し、女性や若者など様々な人が働きやすい柔軟な組織や職場環境の整備と経営マネジメント強化を行い、NPO職員の処遇改善を図る事業	委託	16,069	NPO活動における人材強化及び職員の処遇改善を図る必要性があるため	(1)NPO等を担う人材の育成を図るため、NPO等において女性や若者等の未就労者を新たに雇用し、体験就労等を行うことで、NPO活動の基盤となる人材の拡大と強化につなげる (2)NPO等の個別事業に対し経営面での専門的支援を行うとともに、個々のニーズに合わせた労務支援を行うことで、女性や若者等が働きやすい柔軟な仕組みを整備し、NPO活動に携わる職員の処遇改善を図る点	H26～27年度にわたる事業であり、今後、課題等については検証する予定
44 大分県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							
45 宮崎県	①	モデル事業により協働に関するノウハウ等が取得でき、現在は各担当課等において必要に応じて協働に取り組んでいるため。							
46 鹿児島県	①		NPO共生・協働・かごしま推進事業	地域課題の解決に向けてNPO等から企画提案のあった事業を、県がNPO等と協働して取り組むことにより、地域に根ざした共生・協働の取組を推進する。	委託 上限 2,800千円	15,103	県とNPO等がそれぞれの特性を生かして協働により地域課題の解決に取り組むため。	モデル事業は、NPO等から地域課題解決のための企画提案を募集するものだったのに対し、後継事業は、県の各課がテーマを設定し、それに対してNPO等から企画提案を募集するものとしたことにより、県の協働事業に対する意識が高まった。	事業終了後の取組の継続性
47 沖縄県	②	「新しい公共支援事業」の終了に伴い、各部署が必要に応じて対応しているため。							

都道府県名	②協働推進体制について																
	行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか		推進員制度を設けているか		幹部管理職研修を実施しているか		一般職員研修を実施しているか		現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しは行っているか		協働事業を行う場合、予算確保に関するルールは定まっているか		協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか		多様な主体との人事交流について		
	①開催している ②開催していない	実施している場合、開催方法を記入してください	①設けている ②設けていない	設けている場合、制度の概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない ③Q&Aや事例集なし	実施している場合、見直し方法等を記入してください	①定まっている ②定まっていない	定まっている場合、ルール等を記入してください	①ある ②なし	ある場合、組織体制等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、期間・経費等概要を記入してください	
滋賀県	②		①	各部局からの推薦により12名を選任している	②			①	主査級職員研修において、職員の協働に対する理解を深める。	②		②		②			
北海道	①	毎年テーマを設定してNPOとの意見交換会を実施。	①	協働推進員設置要領(H21.3.11施行)により、職員の意識の醸成や全庁的な体制づくりの一環として、各部において中心的な役割を担う協働推進員13名を設置。	②			①	職員向けの研修制度「能力開発研修」において、主査級、一般職員を対象とした研修を実施し、協働の概念を習得するとともに協働の視点をもった人材の育成を図る。	②		②		①	地域の多様な主体と道が互いの理解を深め協働関係を築くための協議・検討を行うとともに、全庁的な連携・調整を図るため、各部横断的な組織として協働推進会議をH17.12.11に設置。	②	
青森県	①	「あおり公共サービス協働マッチング制度」により、県が示した協働メニューへの申込みや県に対する提案を、企業・NPO法人等から公募している。 ※詳細は県ホームページに掲載している要綱をご参照ください。 http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/matching.html	②	-	②		-	②	-	①		②	-	②		-	
岩手県	①	内閣府「NPO等による復興支援事業」により、東京の企業等とのマッチングを図る交流会を年2回開催する。	①	各所属から1名以上を選出してもらうこととしている。	②			②		②		①	業務委託を行う際に不当に低廉な価格とせず、企業への委託と同様に積算するよう求めている。	②		②	
宮城県	①	平成26年度に、左記震災復興担い手NPO等支援事業委託事業及び内閣府「地方版共助社会づくり懇談会」の1つとして、「協働推進フォーラム」を実施し、「NPO等と行政による交流会」の場を設けた。	①	「NPOパートナーシップ推進員」として、各部局、企業局主管課課長補佐及び教育庁、県警の課長補佐相当職を充てている(11名)	②			①	NPO活動支援施設の指定管理業務の1つとして、年1回「行政職員のためのNPO理解講座」を実施している	②		②		②		②	
秋田県	①	県内8地域振興局単位で、多様な主体が集う懇談会を開催(年数回)し、意見交換にとどまらず、地域協働の裾野を広げ、協働実践活動を促進する【H27新規「地域協働連携推進事業」】	①	各部局主管課(10名)及び各地域振興局(8名)に「協働化リーダー」を配置している(又は予定)	①	○年1回、県政のあらゆる分野において協働の取組を推進する意識を職員全体に浸透させ、協働の視点を積極的に取り入れた施策の策定及び実施を図る		①	○NPO体験研修 社会活動やNPOに関する知識を深め、NPOと行政の協働の必要性を理解する ○住民との協働によるまちづくり 多様な主体との協働の取組について考える	②	(委託業務の一部において、協働事例等の調査・情報発信は行っているが、全体としてはまだまだめざしていないのが現状)	②		①	・各部局に配置する「協働化リーダー」の円滑な遂行を図るため、当該が必要な情報の提供等の支援を行う ・包括協定締結企業と秋田県の意見交換会、庁内会議や事務レベル協議を実施	①	○NPO体験研修 ・3日間程度(県総務部実施「能力開発研修」の1メニュー)
山形県	②		①	県公益活動推進連絡会議を構成する課の担当職員を指名している	①	今年度、課長級研修において、県の協働の推進に係る取組について講義		②		①	毎年度、やまがた社会貢献基金を活用した協働助成事業の活動報告書を作成	②		②		②	

都道府県名	②協働推進体制について																
	行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか		推進員制度を設けているか		幹部管理職研修を実施しているか		一般職員研修を実施しているか		現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しを行っているか		協働事業を行う場合、予算確保に関してルールは定まっているか		協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか		多様な主体との人事交流について		
	①開催している ②開催していない	実施している場合、開催方法等を記入してください	①設けている ②設けていない	設けている場合、制度の概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない ③Q&Aや事例集なし	実施している場合、見直し方法等を記入してください	①定まっている ②定まっていない	定まっている場合、ルール等を記入してください	①ある ②なし	ある場合、組織体制等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、期間・経費等概要を記入してください	
福島県	②		②		②			②		②	今年度見直し予定	②		①	復興に向けた多様な主体との協働推進戦略会議	②	
茨城県	②		②		②			①	茨城県協働推進マニュアルを一部の県職員向け研修会などで配布・説明している。	①	茨城県協働推進マニュアルを、平成25年3月に改定。	②		①	県民活動促進連絡調整会議	②	
栃木県	①	意見交換をしたいテーマをNPOや企業、県庁各所属から公募する。テーマ決定後、参加者を公募し、大学教授等にコーディネーターを依頼し意見交換を行う。平成26年度は6テーマ開催。	①	年度当初に庁内に協働事業の実施の有無を照会し、協働事業を実施している所属(本庁のみ)に協働推進員を置く。平成27年度は39名を指名。	②		①	県職員・市町村職員(いずれも希望者。職位は問わない。)を対象とする理解促進講座を年3回開催。	③		②		②	②	※個別事業についての推進体制の定めはないが、協働全般の推進のため庁内に知事を本部長とし、各部長を構成員とする「栃木県県民協働推進本部」を設置している。	②	
群馬県	②		②		②			②		②			①	NPOと行政との協働推進会議	②		
埼玉県	①	・NPO法人によるイベント出展の機会を提供。 ・NPO、企業、大学等との出会いの場を創出。	②		②			②		①	毎年度、県庁及び市町村にNPOとの協働状況について調査を行い、ホームページに掲載。	②		②		①	
千葉県	②		①	各部局主管課及びNPO・ボランティア関連事業を行っている課の長からの指名により55名選任している	②			平成26年度までは① 現在は②		①	県の協働推進体制の変更等により記載内容に修正が必要になったとき、マニュアルの担当職員が見直しを行う。	②		②		②	
東京都	②		②		②			②		①	毎年、全庁的に協働事業の実施状況及び内容を調査し、インターネット上で公開することで協働事業の事例として活用している。	②		②		②	
神奈川県	②		①	各局に協働推進者を設置し、また原則すべての所属に協働推進実務担当者を設置している。	②			①	協働推進実務担当者を対象とした研修を、年1回実施している。	②		①	一般会計予算とは別に「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、施策の継続的かつ安定的な推進を図っている。	①	NPO等との協働を積極的に進めるため、「NPO等との協働に関する庁内推進会議」を設置している。	②	

都道府県名	②協働推進体制について															
	行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか		推進員制度を設けているか		幹部管理職研修を実施しているか		一般職員研修を実施しているか		現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しは行っているか		協働事業を行う場合、予算確保に関してルールは定まっているか		協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか		多様な主体との人事交流について	
	①開催している ②開催していない	実施している場合、開催方法等を記入してください	①設けている ②設けていない	設けている場合、制度の概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない ③Q&Aや事例集なし	実施している場合、見直し方法等を記入してください	①定まっている ②定まっていない	定まっている場合、ルール等を記入してください	①ある ②なし	ある場合、組織体制等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、期間・経費等概要を記入してください
新潟県	②	マッチングイベントは開催していないが、多様な主体による協働推進のための、シンポジウム等を開催している。	②		②		②		②		②		②		②	
富山県	①	行政主体でNPO法人と県内企業が協働事業について話し合う場を設け、それぞれに案内をしている	②		②		②		③		②		②		②	
石川県	②		②		②		②		②		②		②		②	
福井県	②		②		②		②		②		②		②		②	
山梨県	②		②		②		①	行政職員等NPOセミナーを開催し、市民社会における自治体職員の役割や行政とNPOの協働事例を学ぶ機会を設けている。	②		②		①	NPO庁内協働推進会議を設置し、NPOとの総合的かつ効果的な協働を推進している。	②	
長野県	②		①	各部局の企画担当係長の職にある者をあて職により県民協働推進役としている。	②		②		②	※必要に応じて見直しを行います。	②		①	協働を具体化する施策を行うため、県民協働課内に協働コーディネートデスクを設置している。 協働推進員1名(嘱託)のほか、担当係職員が対応。 要望を受けて、関係部署・団体等との連絡・調整等を行っている。	②	
岐阜県	①	開催テーマを設定し、協働に関心がある企業、NPO等の参加を募集、NPO活動の紹介、懇談、意見交換の場を設けている。	②		②		②		③		②		②		②	
静岡県	②		②		②		②		②		②		②		②	
愛知県	①	対話の場として協働促進会議を実施 行政職員研修の実施 プロボノ活用によるNPO支援の実施	②		①	H27単年度事業として実施。県内2地域各1回。参加者数100名程度。	①	H27単年度事業として実施。県内2地域各4回、のべ参加者数100人程度。 新規採用職員研修でNPOに対する理解を深める。 2年目研修で、NPOや社会福祉施設の現場体験を行う。	①	協働研修企画運営会議(市町村等の有志メンバーによる会議)で見直しを検討している。	②		②		②	

都道府県名	②協働推進体制について															
	行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか		推進員制度を設けているか		幹部管理職研修を実施しているか		一般職員研修を実施しているか		現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しは行っているか		協働事業を行う場合、予算確保に関してルールは定まっているか		協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか		多様な主体との人事交流について	
	①開催している ②開催していない	実施している場合、開催方法等を記入してください	①設けている ②設けていない	設けている場合、制度の概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない ③Q&Aや事例集なし	実施している場合、見直し方法等を記入してください	①定まっている ②定まっていない	定まっている場合、ルール等を記入してください	①ある ②なし	ある場合、組織体制等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、期間・経費等概要を記入してください
三重県	②		②		②		②		②		②		②		②	
京都府	①	府民と行政との協働施策形成と実行の場「地域力再生プラットフォーム」設置	①	各部局からの推薦により約100名を選任している	②		①	推進員を対象に、協働に対する理解を深める	②		②		①	・地域力再生、府民参画・協働を推進することを目的とする組織 ・本部長(知事)、副本部長(副知事)、本部長(各部長等)、幹事(各課長等)	②	※NPOへの短期派遣研修制度あり
大阪府	①	大阪府と開催意向のある市町村との共催により、開催(※H26年度は1回開催)	①	別紙のとおり	②		②		②		②		②		②	
兵庫県	①	年2回程度、NPO、行政等を対象として、地域における福祉、子育て、環境等の様々な課題について、NPO、団体、行政等が協働で解決に取り組むため、協議、情報交換等を行っている。	②		②		①	年1回、関係職員を対象としたNPO法人に関する庁内研修会を実施している。	①	年1回、全庁に照会して主要な事例をとりまとめる。	②		①	各部局との連絡や調整を行う全庁的な横断組織として知事を本部長とする地域協働推進本部を設置している。	②	
奈良県	①	県・市町村・NPO関係者等が協働の必要性について理解を深めるために、「協働推進セミナー」を開催している。	①	協働事業を実施している所属からは最低1名を選任している。	②		①	新規採用職員研修において、職員の協働に対する理解を深める。	③		②		①	各部局長(企画管理室長事務取扱)を中心に、協働に関する調査の実施、取組の推進を図るために、「協働推進会議」を設置している。	②	
和歌山県	②		①	NPO推進庁内連絡協議会を設置し、全庁各課室に1名の推進員を配置している	①	NPO推進員を対象に研修を実施。年に1回、研修会の開催若しくは研修資料の配布により実施	②	NPO推進員を通じて各課室内において協働の推進を実施	②		②		②		②	
鳥取県	①	「伸びのびトーク」(未来づくり推進局企画課)等知事をはじめとする鳥取県の幹部職員が、県民の皆様(住民・NPO・経済団体・地域活性化等)に取り組み団体等)や行政関係者の方々と、その地域が直面する課題などについて直接意見交換を行う会。開催希望者は、県の窓口(企画課)に問合せ、日程・場所・テーマ等を調整の上、開催を決定。	②		②		①	・新規採用職員基礎研修「住民等との協働連携(4h)」について講義・演習の場を設けている。 ・中堅職員社会体験研修(3日程度)職員自らがNPO法人や福祉施設、農山村などの現地に外出して、様々な分野でボランティア等の社会体験活動を行う、実践・体験型の研修。	②		①	総務部長通知にて、「NPO等との協働・連携事業を立案する場合は、所要経費の積算において、実施する事業の内容に応じて人件費を的確に見込むほか、事業実施に当たった際の請手続などで相手方に過度な負担を課すことのない仕組みを検討すること」としている。	②		①	・認定特定非営利活動法人日本NPOセンター(1年間) ・イオンマーケット(株)ピーコックストア(1年間)への職員派遣等経費は職員にかかる経費(人件費・通勤代等)は鳥取県が負担し、派遣先の事業にかかる費用(出張旅費等)は派遣先が負担
島根県	②		①	本庁、地方機関の全所属に配置している	②		①	・採用2年目研修「協働と政策形成」(必須) ・中堅職員研修「住民協働」(選択) ・全職員対象「NPO短期派遣研修」(選択) ・協働推進員研修(必須)	③		②		②		②	

都道府県名	②協働推進体制について															
	行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか		推進員制度を設けているか		幹部管理職研修を実施しているか		一般職員研修を実施しているか		現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しは行っているか		協働事業を行う場合、予算確保に関してルールは定まっているか		協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか		多様な主体との人事交流について	
	①開催している ②開催していない	実施している場合、開催方法を記入してください	①設けている ②設けていない	設けている場合、制度の概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない ③Q&Aや事例集なし	実施している場合、見直し方法を記入してください	①定まっている ②定まっていない	定まっている場合、ルール等を記入してください	①ある ②なし	ある場合、組織体制等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、期間・経費等概要を記入してください
岡山県	②		②		②			①	新採職員、プレ主幹職員研修で協働に対する理解を深める。	③		②	①	各部局主管課長を構成員とする県民協働推進連絡会議を設置	②	
広島県	①	●月1回の多様な主体による交流会の開催 ●年1回の多様な主体による事例発表会の開催	①	「NPO・ボランティア活動及び県民協働推進会議」を設置し、各部局の主管課（総務課）の担当職員9名を選任している	②		②		①	年に1回「NPO・ボランティア活動及び県民協働推進会議」において調査把握している。	②		②		②	
山口県	②		②		②		①	主事級課程において、協働の進め方についてのカリキュラムを設けている。	②		②		②		②	
徳島県	②		②		②		①	新規採用職員を対象としてNPOの基礎知識や活動事例などを学ぶ研修とNPO法人での体験研修を実施している。	②		②		②		②	
香川県	①	毎年、「NPOと行政の意見交換会」として、庁内各課から募集したテーマで、意見交換会を実施している。	②		②		①	毎年、「行政とNPOの協働推進研修会」として、NPO法人の代表者等を招き、県内の行政職員を対象に研修を行っている。	③		②		②		②	
愛媛県	①	17団体が構成する「えひめ地域社会未来づくり協働会議」を設置し、協働による実践活動を創出している。	①	各部幹事課の予算担当主幹を地域協働推進員としている。	②		①	年1回、職員向けの協働推進セミナーを実施している。	③		②		①	庁内の部局横断組織として、各部の幹事課長で構成する「えひめ地域協働推進関連事業連絡調整会議」を設置	②	
高知県	①	NPO法人高知市民会議に業務委託し、行政・NPO等が課題について話し合う機会を設けている。	②		②		①	新規採用職員への研修及びNPOへの県職員派遣研修を行っている。	②		②		②		②	

②協働推進体制について

都道府県名	②協働推進体制について																
	行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか		推進員制度を設けているか		幹部管理職研修を実施しているか		一般職員研修を実施しているか		現在、Q&Aや事例集がある場合、定期的な見直しは行っているか		協働事業を行う場合、予算確保に関してルールは定まっているか		協働事業を進める場合、部局横断的な組織体制があるか		多様な主体との人事交流について		
	①開催している ②開催していない	実施している場合、開催方法等を記入してください	①設けている ②設けていない	設けている場合、制度の概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、研修の頻度・概要等を記入してください	①実施している ②実施していない ③Q&Aや事例集なし	実施している場合、見直し方法等を記入してください	①定まっている ②定まっていない	定まっている場合、ルール等を記入してください	①ある ②なし	ある場合、組織体制等を記入してください	①実施している ②実施していない	実施している場合、期間・経費等概要を記入してください	
福岡県	①	年2回、NPO等、企業・経済団体、有識者、行政による意見交換の場を設けている。	②		②			①	NPOとの協働のための行政職員研修の実施。年1回。対象者：県職員、市町村職員、NPO支援センター職員。	①		②		②		②	
佐賀県	②		②		①	年1回、本庁の所属長を対象に外部講師を招いて実施	①		・新規採用職員研修において、年1回、県民協働の講義を実施 ・新任係長研修において、年1回NPO役員等による講義を実施 ・採用3年目の職員を対象に、CSO(市民社会組織)参加のもと、双方の理解を深める研修を実施	③		②		②		②	
長崎県	②	H27年度新規事業として、行政、NPO、企業を対象とした情報交流会等を開催予定。	②	-	①	部局長を対象として、協働推進トップセミナーをH24・H25年度に開催。	①		毎年度、ワークショップを取り入れた協働推進研修を開催。(市町職員やNPO、企業にも呼びかけ)	③		②	-	①	「長崎県NPO・ボランティア活動推進会議」副知事をトップに部局長で構成NPO・ボランティア活動促進とNPOとの協働推進を全庁的な連携のもと総合的に推進。	②	
熊本県			②		②		②			②		②		②		②	
大分県	①	地域協働ひろばの開催(社会員献支援をしている企業とNPOのマッチング、情報共有等)	①	各部局からの推薦により24名程度を選任している。	①	年に一度、新任管理者研修等にてNPOとの協働講座を設けている。	①		年に一度、新採用職員研修等にてNPOとの協働講座を設けている。	①	定期的に修正作業を行っている。	②		①	協働推進庁内連絡会議(各部署管理長の出席)	①	職員研修カリキュラムとして、「NPO現場体験研修」を行っている。(4日間/年)
宮崎県	①	NPOの中間支援組織に開催を委託(NPO、企業等といった多様な主体の出会いを主目的としている。)	①	県庁各所属から原則2名以上指名してもらっている。	②		①		推進員のほか、一般職員、幹部職員を問わず、希望者に対して協働に関する研修を実施している。	②		②		②		②	
鹿児島県	②		②		②		①		新規採用職員研修において、研修を実施。	②		②		①	共生・協働推進本部(本部長：副知事、本部長：15部局長等)	①	NPO法人に職員を3日間派遣するNPO法人短期派遣研修を実施。
沖縄県	②		①	各部局1名を推進員として庁内における情報共有を図るため連絡会議をもち、各年度の実績報告及び意見交換を行っている。	②		①		一般職員を対象とした県市町村合同研修(県研修機関、年1回)を実施。地域主権の実現に向けて住民参加型政策を創出するため、住民と行政の地域協働スキルを取得することを目的としている。	③		②		①	各部1名の推進員を設け、各年度の実績報告及び意見交換を目的とした全庁的な連絡会議をもちている。	②	